

新・アジア家族法三国会議

— 第 11 回会議 オンライン会議 —

2022 年 11 月 26 日（土） 10：30～16：00（韓国・日本時間）

9：30～15：00（台湾時間）

会場

オンライン開催

テーマ

「超高齢社会に備えるための遺言及び信託の活用」

《プログラム》 2022 年 10 月 14 日内容現在。予告なく変更になる場合がありますので予めご了承ください。

（台湾時間）	（韓国・日本時間）	
9:30～9:45	10:30～10:45	開 会・趣旨説明
9:45～10:00	10:45～11:00	高齢者の自己決定による生活設計と財産承継 赤 沼 康 弘（日本・弁護士）
10:00～10:15	11:00～11:15	高齢社会における信託 新 井 誠（日本・中央大学研究開発機構教授）
10:15～10:30	11:15～11:30	（休憩 15分）
10:30～10:45	11:30～11:45	韓国における財産承継のための遺言とその代案としての信託 崔 秀 貞（韓国・西江大 学 校 法 学 専 門 大 学 院 教 授）
10:45～11:00	11:45～12:00	超高齢化社会における信託の活用状況と課題 金 相 勲（韓国・弁護士）
11:00～11:15	12:00～12:15	高齢者のニーズから台湾における遺言制度を検討する 黄 淨 愉（台湾・輔仁大学法学部助理教授）
11:15～11:30	12:15～12:30	台湾における財産管理と財産承継のための信託の活用の現状と課題 黄 詩 淳（台湾・台湾大学法律学院教授）
11:30～12:30	12:30～13:30	（休憩 60分）
12:30～13:30	13:30～14:30	ディスカッション①
13:30～13:45	14:30～14:45	（休憩 15分）
13:45～14:45	14:45～15:45	ディスカッション②
14:45～15:00	15:45～16:00	総 括・閉 会

お問い合わせ先

新・アジア家族法三国会議事務局

〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6（日本加除出版株式会社内）

TEL 03-3953-5757 / FAX 03-3953-5772 / E-Mail office@kajo.co.jp

■テーマ「超高齢社会に備えるための遺言及び信託の活用」 — 企画の趣旨 —

出生数減少・平均寿命の延伸により、全人口のうち14歳以下人口の割合が縮小し、65歳以上の高齢者の割合が増加している現象は、日本・台湾・韓国の三国全てに共通する状況といえる。そして、その傾向はますます加速すると予測される。世界最高の長寿国と呼ばれている日本の場合、1970年に高齢化社会に進入し、1994年には高齢社会に、2005年には超高齢社会に至り、2021年9月15日時点では、高齢者の人口比率が29.1%になり、2040年には35.3%に達すると予想される。台湾の場合、1993年に高齢化社会に、2018年には高齢社会に突入し、2025年には超高齢社会、2040年には高齢者人口比率が30.2%に達すると予測される。韓国の場合、2001年に高齢化社会、2018年には高齢社会に至った。高齢人口の構成比は、2020年の15.7%から急速に増加し、2025年には20%を超えて超高齢社会に突入すると推計され、どの社会よりも早い高齢化傾向を見せている。

超高齢社会を迎えるにあたって登場する諸般の法的課題を解決するための方策は、様々な領域で準備されなければならない。新・アジア家族法三国会議は高齢社会で提起される相続法の課題と関連し、2018年第5回会議において、相続法の沿革及び相続法改正の社会的背景・その動向、相続法の基本構造及び相続法上の課題、並びに相続法とその周辺制度について議論を進めた。ただし、この会議では、高齢者自身の意思に基づく老後設計案については多くの議論ができなかった。

高齢者が自分の意思に基づいて身上保護や財産管理の不安等に対処するために活用できる現行法制としては、いくつか挙げられる。任意代理制度や任意後見契約制度を通じて、財産管理と身上保護を図ったり、条件付又は負担付贈与を利用して老後扶養を図ったり、生前贈与や遺言を活用した財産承継の方策を設計することができる。と考える。

また、高齢者保護のための民法上の制度としては、成年後見制度が挙げられる。日本と韓国の成年後見制度は、法定後見と任意後見の二つで設計されている。法定成年後見の場合に提起される問題点の一つは、成年後見人による横領・背任などの不正行為の発生可能性である。これを防止するため、日本の場合、成年後見開始の審判時の家庭裁判所の指示書に基づき、成年後見支援信託が活用されている。韓国の場合には金融機関が扱う信託商品の一つであり、その利用の程度は低い方である。制度的な補完が必要だと思う。

様々な要因で本人の意思に基づく財産承継案を設けなければならない要請はますます増大することは避けることができない。相続設計のために活用可能な現行法上の生前贈与は、相続開始後の特別受益による相続分調整や遺留分による制約により高齢者の当初の意図の実現が容易に阻止されてしまう。現行の遺言法が超高齢社会の相続設計の手段として適切かについての疑問が生まれる。この点で日本の場合、2018年相続法改正で遺言利用を促進するため、自筆証書遺言の方式の緩和、遺言書の保管制度も導入し、遺言執行者の権限明確化を図り、遺留分権の金銭債権化、遺留分算定基礎財産の範囲変更、事業承継のための債務承継等の補完が行われた。これに先立ち、2009年3月から施行された「中小企業における経営の円滑化に関する法律」において、家業（事業）承継のための遺留分特例制度を導入した。台湾では、2016年自筆証書遺言方式の改正が試みられたのみで、遺言法制に関する改正の動きはない。韓国でも兄弟姉妹の遺留分権を廃止する民法改正案が2021年11月に立法予告されたのみで特別な動向はない。

高齢者の財産管理及び財産承継のための方策として最近注目されている新たな手段としては、信託制度がある。まだ信託制度も利用が活性化されていないようだが、最近は銀行・証券・保険など金融機関で遺言代用信託などをはじめとする高齢者のための様々な種類の信託商品を取り扱っている。特に創業主である企業経営者が70歳以上の場合には、家業承継の問題が提起される。高齢の経営者の立場では、生存中には経営権を最大限維持することを望むこともあり、経営者の死後には相続人間の相続紛争が発生した場合、長期間の相続財産分割がなされないことにより、経営権に深刻な空白が発生する可能性がある。その過程で株式が散逸し、経営権を守れない場合も起こり得る。これらの問題を解決するために、後継者に家業を承継させる手段として、家業承継信託（株式信託）、遺言代用信託などの方式を活用する必要がある。経営者は生前に経営権を維持しながら議決権と配当権を分離することで遺留分問題にも備えられるのだ。

■参加申込 / Participation Application E-Mail office@kajo.co.jp or FAX +81-(0)3-3953-5772

- ・下記の項目を、上記電子メールアドレス宛又はFAXにてご送信ください。
- ・参加費は不要です。ただし、会議参加にかかる通信費等については、各自でご負担願います。
- ・2022年11月18日（金）までにお申し込みください。
- ・定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。予めご了承ください。

件名 “参加申込 新アジア家族法三国会議”
Subject “Participation New Asian Family Law Tri-Party Conference”

- (1) お名前 / Your Name * _____
- (2) 電子メール / E-Mail address * _____
- (3) ご所属 / Organization _____
- (4) ご住所 / Address _____

* 必須 / mandatory field